

令和7年度第3回宮崎県水産業・漁村振興協議会

次 第

日時 令和8年2月4日（水）

10:00～

場所 県庁防災庁舎

防56・57・58号室

1 開会

2 議事

(1) 第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画（後期計画）（案）について

(2) その他

3 閉会

令和7年度第3回宮崎県水産業・漁村振興協議会 出席者名簿

【敬称略】

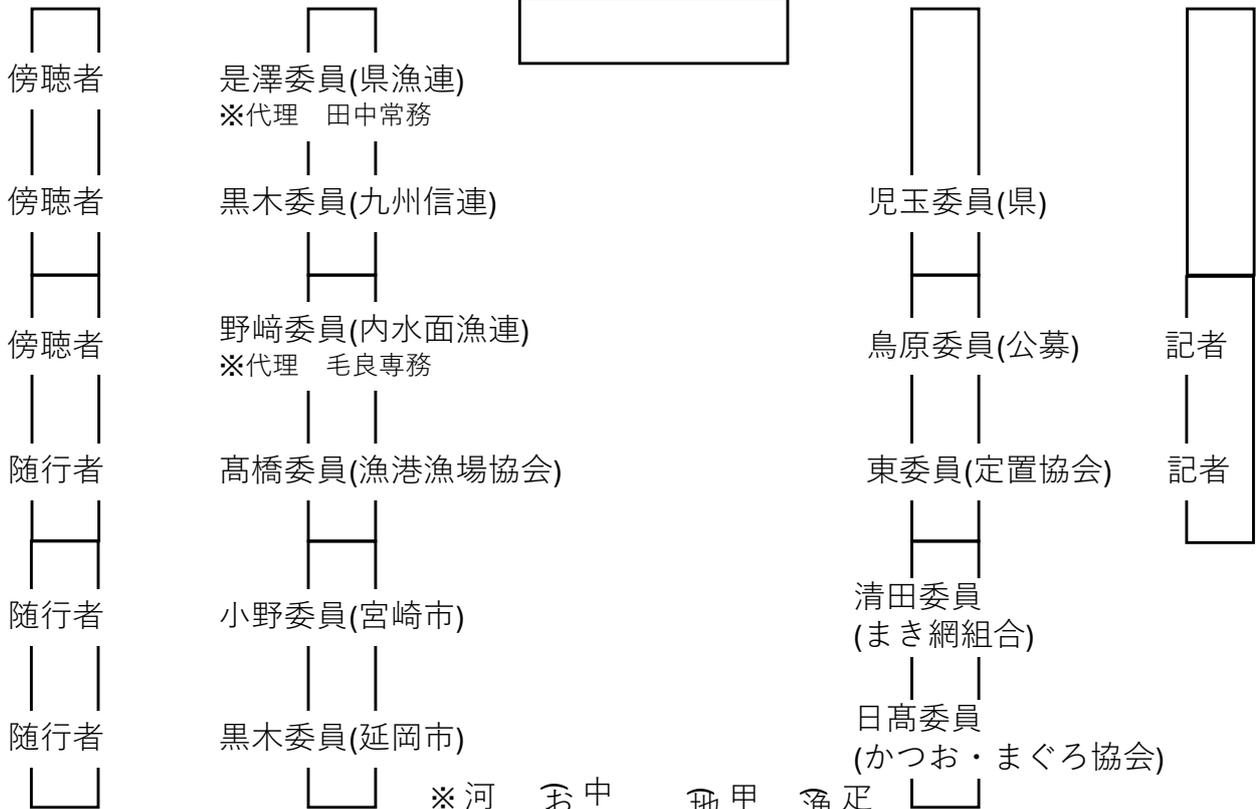
団 体 等	職 名 等	氏 名	出欠	代理出席者
宮崎大学（水産系）を代表する者 （宮崎県水産業・漁村振興協議会会長）	教授	吉田 照豊	出	
宮崎県漁業協同組合連合会	代表理事会長	是澤 喜幸	代理	常務理事 田中 宏明
九州信漁連宮崎統括支店運営委員会	委員長	黒木 巧	(欠)	
宮崎県内水面漁業協同組合連合会	代表理事会長	野崎 幸士	代理	専務理事 毛良 明夫
宮崎県漁港漁場協会	会長	高橋 透	出	
宮崎市	農政部長	小野 幸治	出	
延岡市	農林水産部長	黒木 敏郎	出	
日南市	産業経済部長	河野 孝士	代理	水産林政課長 長本 公介
宮崎県おさかな普及協議会連合会	会長	中矢 哲裕	出	
宮崎県地域婦人連絡協議会	会長	甲斐 恵子	出	
宮崎県漁協女性部連絡協議会	会長	疋田 清美	出	
宮崎県かつお・まぐろ漁業者協会	会長	日高 義康	出	
宮崎県旋網漁業組合	組合長	清田 潤	出	
宮崎県定置漁業協会	会長	東 修	出	
（一社）宮崎県シラスウナギ協議会	会長	高木 政利	(欠)	
公募委員（株式会社 水永水産）		黒木 隆一	(欠)	
公募委員（有限会社ショッピングのだ）		佐藤 揚太	(欠)	
公募委員（合同会社鳥原鮮魚店）		鳥原 肇	出	
宮崎県	農政水産部長	児玉 憲明	出	

令和7年度第3回宮崎県水産業・漁村振興協議会 配席図

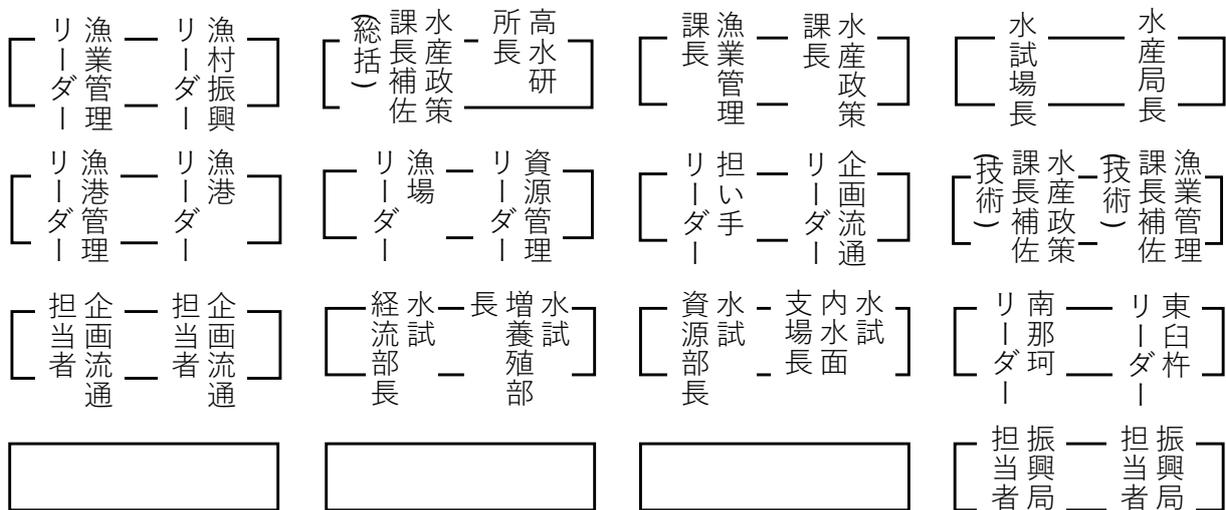
〔 令和8年2月4日(木) 10:00～
宮崎県庁防災庁舎 防56・57・58号室 〕

—
出入口
—

吉田会長
(宮大農)



—
出入口
—



—
出入口
—

< 傍聴席 >

宮崎県水産業・漁村振興協議会設置要綱

昭和49年12月11日
宮崎県農政水産部水産政策課

(設置)

第1条 宮崎県における水産業及び漁村の振興に関し、水産関係者や学識経験者等の意見を聴取し、水産施策に反映させるため、宮崎県水産業・漁村振興協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 水産業及び漁村の振興に係る計画の策定に関する事
- (2) 水産業及び漁村の振興に係る計画の実績及び進行状況等に関する事
- (3) その他水産政策に必要な事項に関する事

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 別表に掲げる団体等を代表する者
- (2) 公募により選任する者

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、知事が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 知事は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 協議会に、第2条に掲げる所掌事務の具体的な事項について協議し、これを推進するため、知事が必要であると認めるときは部会を置くものとし、部会の運営方法等については別途知事が定める。

- 2 部会は、部会長及び部会委員をもって組織する。
- 3 部会長及び部会委員は、知事が指名する。
- 4 部会の会議は、知事が招集し、部会長が議長となる。
- 5 部会長は、部会で協議された事項を会議において報告するものとする。
- 6 第4条並びに第5条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第7条 協議会及び部会の庶務は、農政水産部水産政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、知事が定める。

附 則
この要綱は、昭和49年12月11日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和52年 6月24日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和55年 2月18日から施行する。

附 則
この要綱は、昭和61年 5月23日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 2年12月20日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 5年 2月 1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 7年 1月20日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 8年 1月 5日から施行する。

附 則
この要綱は、平成10年12月18日から施行する。

附 則
この要綱は、平成11年 9月 9日から施行する。

附 則
この要綱は、平成13年 1月19日から施行する。

附 則
この要綱は、平成13年12月12日から施行する。

附 則
この要綱は、平成14年11月25日から施行する。

附 則
この要綱は、平成15年10月 9日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年 2月20日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年12月 1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年12月 1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年 1月15日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年 3月19日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2年 3月31日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3年 6月17日から施行する。

別表 1 (要綱第 3 条関係)

団 体 等
宮崎県漁業協同組合連合会
九州信用漁業協同組合連合会宮崎県域運営委員会
宮崎県内水面漁業協同組合連合会
宮崎県漁港漁場協会
宮崎市農政部
延岡市農林水産部
日南市産業経済部
宮崎県おさかな普及協議会連合会
宮崎大学 (水産系)
宮崎県地域婦人連絡協議会
宮崎県漁協女性部連絡協議会
宮崎県かつお・まぐろ漁業者協会
宮崎県旋網漁業組合
宮崎県定置漁業協会
シラスウナギ協議会
宮崎県農政水産部

宮崎県水産業・漁村振興協議会委員公募要領

平成17年6月1日
農政水産部水産局水産政策課

(趣旨)

第1条 この要領は、「附属機関等の構成員の公募に関する指針(平成15年1月30日総務部長通知)」に基づき、宮崎県水産業・漁村振興協議会の委員の公募に係る必要な事項を定める。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。ただし、応募の時点で国、地方公共団体の議員、常勤の公務員及び県の他の附属機関等の構成員になっている者は除く。

- (1) 宮崎県内に居住する水産物の消費者又は宮崎県内において水産物の流通・加工業に従事する者
- (2) 年2回程度開催される会議に出席できる者

(募集人数)

第3条 公募による委員(以下「公募委員」という。)は、4名程度とする。

(公募委員の任期)

第4条 公募委員の任期は3年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(募集期間)

第5条 募集期間は別途定めるものとし、県庁ホームページ等を活用し広く県民に周知を図る。

(応募方法)

第6条 公募委員に応募する者に、次の書類の提出を求めるものとする。

- (1) 宮崎県審議会等委員応募申込書
- (2) 略歴書

(公募委員の選考)

第7条 公募委員の選考は、選考会議において行う。

2 公募委員の選考にあたっては、提出書類の審査に加え、年齢、性別及び社会的活動の経験等を総合的に考慮する。

(選考会議)

第8条 選考会議は、委員長及び委員で構成し、次の職にある者をもって充てる。

委員長 農政水産部水産局長

委員 農政企画課長、水産政策課長、漁業管理課長、水産試験場長

2 選考会議の庶務は、農政水産部水産局水産政策課において処理する。

(選考結果の通知)

第9条 選考結果については、応募者本人に速やかに通知する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は選考会議の委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月17日から施行する。